【JUQUest機器レンタル契約条項】

第１条（目　的）

乙は、JUQUestの利用目的として、表記記載の種類およびセット数のJUQUest用機器（以下「本システム」といいます）を甲指定の設置場所にてレンタルし、甲はこれを借り受けるものとする。

第２条（対　価）

(1)甲は、表記記載の本システムの月額レンタル料金（以下「月額レンタル料」という）を支払うものとし、毎月の月額レンタル料にこれに対する消費税を加算して支払う。

(2)乙は以下に定める第三者（以下「指定回収者」といいます）に対し、月額レンタル料の回収代行を委託する。

・指定回収者　：　リコーリース株式会社
　　東京都江東区東雲一丁目７番１２号

(3)甲は、月額レンタル料の支払にあたって、乙が指定回収者に回収の代行を委託することおよび別途定める使用者の銀行口座から口座振替することに同意する。

(4)甲は、指定回収者が口座振替により乙に代わって月額レンタル料を回収するにあたって、以下のことを確約します。

①甲は、理由の如何にかかわらず、指定回収者に対して口座振替された料金の返還請求書しないこと。

②金銭の返還請求のみならず、月額レンタル料に関る問題・紛争は甲および乙間で解決するものとし、指定回収者には何ら迷惑をかけないこと。

(5)甲は、表記月額レンタル料の支払を遅延したときは、年１４．６％（１年を３６５日とする日割計算）の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第３条（契約期間）

(1)本契約の契約期間は、第11条により本契約が解除される場合を除き、表記記載の期間とする。

ただし、期間満了１ケ月前までに、甲乙いずれかにより解約の意思表示がない限り、自動的に１ケ年更新されたものとし、以降も同様とする。

(2)本契約期間中といえども、サービス提供契約(別条項)が停止した場合は、本契約も同時に終了するものとする。サービス提供の停止は、６ケ月前までの通知をもってすることとする。

第４条（契約満了時の処理と物件の返還）

(1)契約期間満了時、または期限前であっても第11条により、乙から物件返還請求があった時は、甲はただちに物件を乙が定める場所へ返還する。

(2)返還に伴う輸送費、およびその物件の返還に要する一切の費用は原則として甲の負担とする。

(3)甲は物件を返還する時は、それが甲の使用方法、取扱いの不備などにより、毀損した場合に限り第8条(2)項の定めに従い甲の負担において物件を原状に復して返還するか、またはその費用を乙に支払う。

第５条（中途解約）

(1)契約期間中における中途解約は原則として認められない。ただし、甲が特別の事由により、期間満了前に申し出、乙がこれを認めた場合はこの限りではない。

(2)前項において、解約が認められた場合、甲はただちに第4条の規定に基づく手続きを履行する。

第６条（解約損害金）

本契約が第5条および第11条により契約解除となり、物件返還がされた場合においても、甲はあらかじめ定められた損害金を支払う。

ただし、第3条(2)項による解約を除く。

第７条（本システムの使用と責任）

(1)甲は、本システムの使用にあたっては、本来の用法および諸法令の定めに従って善良な管理者の注意をもって使用、管理するものとする。

(2)本システムの設置、保管、使用に伴い第三者に与えた損害は、甲が賠償するものとする。

第８条（物件についての損害補償）

(1)物件が、天災地変、その他甲乙いずれの責にも帰する事ができない事由によって滅失、あるいは毀損した場合の損害の負担については、甲乙が協議して決める。

(2)甲の過失により物件が盗難にあったり滅失した場合は、物件と同じ同等品を乙に返却するか、または時価相当額を甲は乙に支払う。

第９条（禁止事項）

甲は、本システムを第三者に譲渡し、または担保として提供してはならないものとします。甲は、乙の事前の文書による承諾を得ることなしに、以下の各号の行為をしてはならないものとする。

(1)本システムを表記記載の設置場所から移動すること。

(2)本システムの改造、加工等原状を変更すること。

(3)本システムに他の機器、器具、または装置を付加し、または乙の承認するソフトウェア以外をインストールすること。

(4)本システムにインストールされたシステムソフトウエアの複製、データ解析、改変等を行うこと。

第１０条（免　責）
乙は、本システムの使用、稼動不良または不稼動ならびに保守等により生じた甲の損害について、その責めを負わないものとする。
第１１条（契約解除）
甲乙双方は、相手方が次のいずれかに該当する事由が生じた場合、何ら催告することなく本契約を解除することができるものとする。
(1)本契約の各条項に違反し、乙の催告にもかかわらず当該違反が是正されないとき
(2)自ら振出した手形または小切手が不渡りとなったとき、あるいは銀行の取引停止を受けたとき
(3)差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分等を受け、または整理、民事再生、会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申立てられ、あるいは自ら整理、民事再生、会社更生手続の開始もしくは破産申立てをしたとき
(4)会社を合併もしくは解散し、または営業の全部もしくは重要な一部を譲渡したとき
(5)その他財産状態が悪化またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
第１２条（反社会的勢力の排除）
(1)甲は、甲および甲の委託者並びにそれらの再委託者（本契約に係わる取引に関し再委託の関係にあるすべての者を含みます。以下総称して「甲ら」といいます）が、いわゆる反社会的勢力（暴力、威力もしくは詐欺的手法を酷使して経済的利益を追求する集団または個人をいう。暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずるものを含み、これに限りません。以下「反社会的勢力」といいます）に該当しないこと、および反社会的勢力と次の各号に定める関係を有していないことを保証するものとし、乙は、甲らが反社会的勢力に該当し、または、反社会的勢力と以下の各号に定める関係を有することが判明した場合には、甲に対し何らの通知催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとします。
　①会社の経営等が反社会的勢力に支配されていると認められるとき
　②反社会的勢力が会社の経営等に実質的に関与していると認められるとき
　③自己、自社もしくは第三者の利益を不正に図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、反社会的勢力を利用したと認められるとき
　④反社会的勢力に対する資金または便宜の提供等の関係が認められるとき
　⑤前各号のほか、反社会的勢力と何らかの関係を有していると認められるとき
(2)乙は、甲らが、自ら以下の各号に定める行為を行った場合または第三者をして当該行為を行わせた場合には、甲に対し何らかの通知催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとします。
　①暴力的な要求行為
　②法的な責任を超えた不当な要求行為
　③取引に関して、脅迫的な言動を行い、または暴力を用いる等の行為
　④風説を流布し、偽計もしくは威力等を用いて甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害する行為
　⑤前各号に定めるほか、前各号に準ずる行為
(3)乙は、前２項の定めに基づき本契約を解除した場合はもとより、当該解除により甲らに損害が生じた場合であっても、甲らに対し損害の賠償、補償、和解金等金員の支払、新たな取引の提供その他何らの責任および義務を負わないものとします。
(4)甲は、第1項または第2項に定める解除により乙に損害が生じた場合には、当該損害を賠償する責めを負わなければならないものとします。
第１３条（裁判管轄）
本契約に関し甲乙間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
第１４条（その他）
本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈等に疑義を生じた場合には、甲乙別途協議の上信義に則り解決するものとする。

【JUQUestサービス提供契約条項】

第１条（使用許諾）

乙は、株式会社ソニー・ミュージックコミュニケーションズ（以下「丙」という）が管理・運営する、ネットワークを使用したリクエスト形式による楽曲の再生演奏及び映像の上映サービス（「JUQUest」という）の使用許諾を受託したことに基づき、甲が表記レンタル契約の対象にてシステムソフトを使用することができるものとします。

第２条（本サービスの停止）

(1)甲は、JUQUestの情報更新ならびに本サーバおよび本ネットワークの保守のために本サービスの提供を停止する場合があることを予め承諾し、当該停止に関し乙および丙に対し何らの請求も行わないものとする。

第３条（対　価）

(1)本サービスにおける演奏等の対価（以下「演奏等料金」という）は以下に定めるとおりとする。

・映像と楽曲のコンテンツは、演奏等１回あたり金１００円（消費税込）とする。

(2)乙は、演奏等料金を改定する場合は、その改定日および改定金額を事前に甲に通知するものとする。

(3)甲が本店舗において顧客から徴収した演奏等料金と本来徴収すべき演奏等料金に差異が生じた場合、当該差異は甲が負担するものとする。

第４条（支　払）

丙は、乙に演奏等料金の回収を委託するものとし、甲は、毎月月末日までの本コンテンツ毎の演奏等の回数に基づき算出される演奏等料金から以下に定める本サービスの提供に対する甲の手数料を控除した金額を、前条項「JUQUest機器レンタル契約条項」第2条に定める支払条件に基づき乙に支払うものとする。

・演奏等料金の１０％相当額

　但し、演奏等料金が５０，０００円を超過する部分については、その超過分に対し２０％相当額とする。

第５条（権利処理）

本コンテンツにかかる権利処理の対価は、以下に定める対価を除き丙がその権利者に支払うものとする。

・本コンテンツの演奏等に関し本店舗に課される音楽著作物使用料

第６条（義務および責任の範囲）

(1)甲は、本サービスの内容ならびに本コンテンツの種類および数量に対し、何らの主張・意義申し立も行わないものとする。

(2)甲は、本コンテンツの演奏等に関し本店舗に課される音楽著作物使用料が支払われていなかった場合、自己の責任と負担によりこれを解決し、乙および丙に何らの迷惑も及ぼさないものとする。

(3)甲および乙は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、当該損害を賠償する責めを負うものとする。

(4)甲および乙は、転変地変等の不可抗力による本契約の義務の不履行・履行遅滞につき、相手方に対し何らの責めも負わないものとする。

第７条（契約期間）

(1)本契約の契約期間は、表記記載の期間とします。

(2)本契約期間中といえども、本システムのレンタル契約および別途甲丙間にて締結されたシステム契約が契約期間の満了、解約または解除により終了した場合は、本契約も同時に終了するものとします。

第８条（免　責）

乙は、システムソフトが本システム取扱説明書に記載された機能および性能以外、甲の特定の目的および用途に合致することを何ら保証するものではなく、システムソフトおよび本件ソフト情報の使用により生じた甲の損害については、その責を負わないものとします。

【JUQUest保守契約条項】

第1条（目　的）

甲が自己の運営する商業店舗に導入した、本システムの保守に関し以下のとおり定めるものとする。

第２条（基本保守サービス）

乙は、次の各号に記載する本システムの保守サービス（以下「基本保守サービス」といいます）を行うものとします。なお、付属備品および消耗品の交換・補充等は、基本保守サービスに含まれないものとします。

①障害発生時における電話受付および電話サポート
②磨耗部分の自然消耗の修復、部品交換および調整
③保守技術員による障害の修復

第３条（適用除外保守サービス）

乙は、保守可能と判断した次の各号に起因する事由による本システムの保守サービス（以下「適用除外保守サービス」といいます）を、当該適用除外保守サービスの対価等について甲と協議の上、行うものとします。

①甲の本システム使用操作上の誤り
②甲の故意または過失
③天災地変、火災等、その他甲乙いずれの責にも帰することのできない事由
④改造または他の機器の取り付け
⑤乙以外の者による設置場所の変更等本システムの移動または撤去
⑥乙の指定する消耗品以外の使用
⑦本システムを構成する部品等の紛失
⑧乙の認めるソフトウエア以外の本システムにおける使用
⑨前条に定める基本保守サービス以外の作業を行う場合

第４条（責　任）

(1)乙は、第２条、第３条の各サービス（以下総称して「保守サービス」といいます）に瑕疵があった場合、本契約に基づき必要な保守サービスを合理的な範囲で繰り返し行うものとし、それにもかかわらず当該瑕疵を取り除けないときは、乙はその責を負わないものとします。

(2)乙は、乙の故意または過失による場合を除き、本契約の遂行により生じた甲の損害（本システムの使用不能による損害、データの消失による損害等を含みます）についてはその責を負わないものとします。

第５条（実施日時）

保守サービスの実施は、月曜日から金曜日の午前10時から午後5時までとします。
ただし、国民の祝日および年末年始（12月30日から1月3日まで）を除きます。

第６条（対　価）

(1)本サービスにおける保守サービスの対価（以下「保守料金」という）は表記に定めるとおりとする。

(2)甲は、当該保守料金を、前条項「JUQUest機器レンタル契約条項」第2条に定める支払条件に基づき乙に支払うものとする。

第７条（料金改定）

乙は、次の各号に該当する場合、甲と協議の上、料金改定の３ケ月前までに文書で通知することにより基本保守サービス料を改定することができるものとします。

①経済情勢の変化等があった場合
②本システムの変更・追加等があった場合
③システム契約が更新された場合

第８条（再委託）

乙は、保守サービスの全部または一部を第三者に委託できるものとします。

第９条（甲の協力）

(1)甲は、乙が保守サービスを円滑に行うにあたり、次の各号に記載する事項に協力するものとします。

①乙が本システム設置場所に立ち入ること
②保守サービスに要する電力等を負担すること

(2)甲が前項の協力を怠った場合、乙は、保守サービスを行えないときがあるものとします。

第１０条（契約期間）

(1)本契約の契約期間は、表記記載の期間とします。

(2)本契約期間中といえども、本システムのレンタル契約および別途甲丙間にて締結されたシステム契約が契約期間の満了、解約または解除により終了した場合は、本契約も同時に終了するものとします。